

印西市廃棄物減量等推進審議会会議録

- 1 開催日時 平成29年1月30日(月) 午前10時00分から午後11時30分まで
- 2 開催場所 印西市役所附属棟23会議室
- 3 出席委員 梅津敏委員、高澤康子委員、吉村仁委員、齋藤郁世委員、外山信司委員、山口茂委員、藤江幸男委員、鈴木政信委員、森宣夫委員、湯田信之委員
- 4 出席職員 環境経済部長 五十嵐理、クリーン推進課長 伊藤章、主査 伊藤康之、主査 越川洋男、主査補 鈴木勝巳

5 傍聴者 4名

6 次第

1. 開会
2. 部長挨拶
3. 会長挨拶
4. 議事

(1) 災害廃棄物処理計画(素案)について

(2) その他

5. 閉会

7 配付資料

・ 次第

・ 災害廃棄物処理計画(素案)

・ 廃棄物減量等推進審議会からの意見

8 会議概要

(1) 災害廃棄物処理計画(素案)について

・ 審議会からの意見について

・ 市民意見公募手続きによる意見について

・ 答申について

9 審議経過

(印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第3条第1項の規定により会長が議長となる。)

議長 早速、議事に入らせていただきます。

本日の議題、(1)災害廃棄物処理計画(素案)について、でございますが、各委員の皆様や、市民からのご意見などを踏まえた修正案について、各委員の皆様に、ご確認をいただきたいというものでございますが、最終的に異議がないということでまとまれば、市長へ答申したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、修正案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 印西市災害廃棄物処理計画(素案)の修正について説明させていただきます。

前回の会議以降、各委員の皆様や、市民の皆様からのご意見についての考え方をまとめたものを配布させていただいております。これらに基づき修正を加えておりますので説明させていただきます。

はじめに審議会委員の皆様から頂いた意見について説明いたします。NO1「印西市地域防災計画」に基づいて、各町内会で「町会防災計画」が策定されていると思われるが、図 1-1 にその関連性について注記しておくべき。というご意見については、各町内会等で作成する防災計画は

必須計画ではなく、また、災害廃棄物処理について必ず記載しなければならないものとはなっていないため、当図への追記は難しいものとなると考えております。N02、風害や大規模事故等についてはどうなのでしょう。例えば、竜巻・突風や今回の新潟のような大規模火災。というご意見につきましては、3ページの「想定する災害について、地域防災計画で対策上想定すべき災害(震災編・風水害等編)を対象」を「想定する災害については、地域防災計画の震災編・風水害等編における対策上想定すべき災害(地震災害及び水害、竜巻等その他の自然災害)を対象」に修正します。N03、放射性廃棄物や死亡獣畜の取扱いはどうなのでしょう。というご意見ですが、放射性物質を含んだ廃棄物の取扱いについては、47ページに「国の指導に従い処理を行う」旨記載しています。なお、現在の国の災害廃棄物対策指針では、具体的な内容についてほとんど記載がないので、今後、指針に盛り込まれた際には計画にも反映します。また死亡獣畜について、国の災害廃棄物対策指針では対象外としています。なお、地域防災計画上では対策について記載(震98ページ)していますので、これに基づき対処することになります。N04、町内会・自治会や自主防災組織との係わりについても述べてはいかがでしょうか。というご意見については、7ページに「各主体の役割」という項目をつくり、町内会等について追記します。N05、廃棄物の処理は行政が行うものですが、素案は行政用のマニュアルになってしまっている感があります。市民にも役割として行うものがあるように思われますが如何でしょうか。また、内容も市民を意識されたいと思います。例えば、「行政がこのようにしている時、市民の皆さんはこうしてください」のようなことです。というご意見については、7ページに「各主体の役割」という項目をつくり、住民の役割について追記します。N06、環境衛生班はクリーン推進課と環境保全課から構成されているが、環境保全課の業務内容が規定されていない。というご意見については、課ごとでの業務分担でないで、2課まとめた業務内容となります。N07、仮設トイレの運搬設置は、誰が行うのか。衛生組合・衛生センターが実施するのであればその旨文書化しておくべき。というご意見については、13ページに本市(環境衛生班のトイレ対策担当)が行う旨、記載しています。N08、災害が発生した場合に、真っ先に必要なのは「建設機械・車輛」である。表2-8に依れば(株)アクテイオから保有機材を提供される計画とあるが、オペレーター付きの契約になっているが、むしろ印西市内の建設業者が保有する「建設機械・車輛」を調査することが先決であるが、業者と協定を結び必要最小限の台数及びオペレーターを確保する計画の方が望ましい。というご意見については、本計画は災害廃棄物の処理に係るものであるため、当社からのレンタルは仮設トイレ等の備品を想定していますので、オペレーター付きの契約とはなっていません。なお、建設機械等の利用が考えられる仮置場での作業については、基本的には業者委託による作業を想定しています。N09、3年を基本とする根拠は何でしょうか。というご意見については、東日本大震災や阪神・淡路大震災では、災害廃棄物の処理を3年間で実施しています。また、災害廃棄物対策指針でも3年程度を目安にしているため、これらを参考に原則として3年以内としています。N010、緊急輸送道路との調整についての書き込みが見当たりませんが、物資輸送や緊急車両などのルール作りが必要かと思えます。というご意見につきましては、31ページに「発災後においては廃棄物の収集運搬車両だけでなく、緊急物資の輸送車両等が限られたルートを利用する場合も想定されるため、交通渋滞や避難所、仮置場の設置場所等を考慮した効率的な収集運搬ルートを検討する」旨や「平常時においては収集運搬車両の把握に努め、発災後においては緊急通行車両の登録を行うものとする。」旨を追記します。N011、廃棄物収集運搬車両の事前登録制を平常時に確実に実施し、毎年登録車両を見直して最新版としておくべき。というご意見につきましては、31ページに「平常時においては収集運搬車両の把握に努め、発災後においては緊急通行車両の登録を

行うものとする」旨を追記し、40 ページの「行政収集の車両については緊急通行車両としての登録を行っておく」を「行政収集の車両については、発災後、緊急通行車両としての登録を行う」旨修正します。N012、一次仮置場、二次仮置場の候補地を指定避難場所と同じく具体的にリストアップしておく必要があると思われる。発災後に選定することのデメリットを考慮しておく必要がある。というご意見につきましては、仮置場の候補地リストは作成しますが、災害発生箇所や避難場所との重複等も考慮すると設置場所は流動的になるとため、平常時に仮置場を確定させ明記することは避けたいと考えます。N013、仮置場について、事前のピックアップから決定する際の優先条件は、最低限の必要箇所は何か所か。というご意見につきましては、38 ページに仮置場の選定にあたっての留意点を追記します。必要箇所は、災害発生時に、実際の被災状況に応じ、災害廃棄物の発生量の推計により決定します。N014、解体・撤去は集中すると思われませんが、広域に被害が及んだ場合の自治体間調整(業者の振り分け)の考え方。というご意見につきましては、基本的には、市内業者を中心に業者選定し、他自治体でも同様と考えます。なお、市内業者だけでは足りない状況となった場合は、他自治体等と情報交換をしながら協議したいと考えます。N015、市が指定する「解体業者一覧表」の公表は、本計画で行うべきで費用負担割合について簡潔に文書化すべき。というご意見につきましては、解体業者の指定は、災害の発生状況や被災状況、災害時の業者の対応可能状況等で変動するため、災害発生時に業者からの申請に基づき指定したいと考えます。費用負担割合については、「本市は環境省の災害等廃棄物処理事業を活用し、解体家屋の運搬及び処分を行うものとする」旨を追記するなど、市と市民の費用負担割合等について明記します。N016、水害や土砂災害による土砂や流木などについては書き込みがありませんが、必要かと思えます。というご意見につきましては、流木については、4 ページに記載のとおり「木くず」として取り扱います。土砂だけの場合、廃棄物に当てはまらないため対象外としていますが、4 ページに記載のとおり土砂などが混在し概ね不燃性の廃棄物については「不燃物」として取り扱います。N017、避難所や避難場所にマンホールトイレの設置をすると、下水が健全な場合は直接流せるので廃棄物の減量化になります。検討してみてください。というご意見につきましては、簡易型マンホールトイレについては61 ページに記載のとおり備蓄しており、利用について 58 ページに記載しています。なお、簡易型でないマンホールトイレの整備については今後の検討が必要であり、関係課と協議し、整備の方向性が出た段階で計画書に反映します。N018、利根川や印旛沼の氾濫が想定される本市において、水害も市民の懸念事項であるため、その処理対策について、さらに充実させた方がよい。というご意見につきましては、62 ページに水害廃棄物処理に関する留意事項を追記します。N019、近隣市町との協力体制が必須と思われるが、同様の災害処理計画書は。というご意見につきましては、近隣市町との担当間の擦り合わせも必要と思われるが、今後の予定は。というご意見につきましては、災害廃棄物処理計画は、近隣市町においても策定中又は今後策定されるものと思われれます。近隣市町とは、情報交換も含め、適宜、行っていきます。N020、いつ災害が起こってもおかしくない状況ですので、速やかに計画書が作成されることを願います。というご意見につきましては、今年度末までに作成したいと考えています。

続きまして市民意見公募手続きによる意見ですが、N01、「近隣市町等」「他市町村等」の表記について、「近隣市町等」「近隣市町」と記述されており、他の記述では全て「他市町村」「他市町村等」となっている。この2例を「近隣市町」と特別に限定表示することに理由があるのであれば、明記すべきである。というご意見につきましては、9 ページ及び 16 ページのとおり「他市町村等」に表記を統一します。No2、民間事業者との連携では主に、大型店舗や生協だけしか検討されて

いないが、印西市の建設業協同組合など市内の同業組合や農協などとの連携も十分に可能である。というご意見につきましては、現在の協定書の締結に基づき掲載していますが、他にも協力いただける事業者がないか検討し、新たに協定書の締結ができた際は計画書にも反映します。N03、印西市社会福祉協議会を中心に検討されているようであるが、現在印西市社会福祉協議会のホームページを時々閲覧しているが、殆ど更新されて無く、直近の年度の決算報告も成されていない。印西市社会福祉協議会は、前記の通りの姿であり、啓発や連携を強化するとしているが、絵に描いた餅ではないか。というご意見につきましては、災害ボランティアに関しては地域防災計画において社会福祉協議会が業務を担当する旨位置づけていることから本計画でも同様としています。ボランティア活動環境の整備等については当団体と協議していきます。N04、「ボランティア支援や協力体制」を具体的にはどのように構築するのか明記すべきである。というご意見につきましては、20 ページのとおり表題を「ボランティア活動環境の整備」から「災害ボランティア」に修正し、「ボランティアの受入れ体制」の項目を21 ページに追記します。N05、「必要な環境整備を行う」とは、具体的に何をどうするか明記すべきである。というご意見につきましては、20 ページのとおり表題を「ボランティア活動環境の整備」から「災害ボランティア」に修正し、「ボランティアの受入れ体制」の項目を21 ページに追記します。N06、「防災とボランティア週間」とあるが、タイミング的にも、実施する講演会やシンポジウム等の具体的な実施例を明記すべきである。というご意見につきましては、20 ページのとおり「印西市総合防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより」を「災害ボランティア養成講座や印西市総合防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより」に修正します。N07、「印西市社会福祉協議会等が開催する研修会や講習会」の実例を明記すべきである。というご意見につきましては、実例として、これまで災害ボランティア養成講座や災害ボランティアフォローアップ講座等を実施しています。当団体では今後の予定が決まっていないが実施を検討していくとのことですので、本計画上での実例の掲載は控えたいと考えます。N08、印西市災害廃棄物処理計画(素案)では、災害廃棄物発生量・要処理量の推計はされているが、2. 処理スケジュール、4. 収集運搬計画に於いては、全く具体的な把握がされていない。発生量・処理量を把握したのであれば、運搬に必要な重機・ダンプなどの運搬手段をどこから何台調達するかという検討がなければ、処理スケジュールは実現性のない架空のものとしか理解できない。また、これら運搬手段に必要な燃料の確保についても検討すべきである。印西市内の建設業・運送業・農業者等が保有する運搬手段数を把握し、そのうち有効活用数を推計すれば、より実現性のあるスケジュールを立てることが出来る。また、運搬手段に必要な燃料についても同様である。というご意見につきましては、仮置場からの搬出などの処理に関しては業者委託により行われると考えますが、運搬手段等については処理業務等を担当する環境整備事業組合と協議し、組合において具体的な内容がまとまった段階で本計画に反映します。なお、本計画に示した処理スケジュールは甚大な被害が起きた場合の目安を示しています。発災時には、被災状況を踏まえてより詳細なスケジュールを立案し災害廃棄物処理実行計画により実施します。また、燃料の確保については、本計画には記載していませんが、本市では千葉県石油商業協同組合印西市支部とガソリン等の供給について協定書を締結していますので、この中で調整していきたいと考えます。N09、「仮置場」の項目の「一次仮置場の分類」の表中、一次仮置場の役割・特徴において「本市委託業者や家屋解体業者等が搬入する」とあり、また、「被災家屋の解体・撤去」の項目の「(2)被災者への広報」では「本市指定の解体業者の一覧を公表する」とあるが、いつの時点でどのように公表されるものかを明記すべきである。というご意見につきましては、「解体・撤去の作業・処理フロー」を45 ページのとおり修正し、公表時

点を明記します。公表方法については、67ページ「第二段階」で「損壊家屋への対応方針、補助の申込方法等住民生活の復旧・復興に必要な情報を提供する」旨記載しています。N010、「専門機関に相談の上で」とあるが、具体的な専門機関の名称等を明記すべきである。というご意見につきましては、害虫等の駆除を担う専門業者や関連団体となります。平常時からその把握に努めますが、具体的な機関の名称は、今後、変更になることもありえますので、本計画上での記載は控えたいと考えます。N011、「解体・撤去の作業・処理フロー」の図中、「申請窓口設置」とあるが、前ページの「(3)申請窓口の開設」では「市民課が開設する市民相談窓口の中に開設」とあり、フロー図の中にもその旨を明記すべきである。というご意見につきましては、45ページのとおりのフロー図中、「申請窓口設置」に「総合相談窓口」と追記します。N012、次の「窓口」については、被災市民が一見して理解できるように担当課・設置目的等が明らかになる「相談窓口」と明記すべきである。というご意見につきましては、「被災家屋の解体・撤去」の項目の「(3)申請窓口の開設」中「相談窓口」「適正処理が困難な廃棄物の対策」の項目の「(2)発災後対策」中「相談窓口」「広報」の項目の表「広報内容(例)」中「ボランティア支援の依頼窓口」「倒壊家屋等への対応について」「本市への問合せ窓口」「相談窓口」の項目中「専門の住民窓口」及び「専用窓口」或は、以上の窓口を統合した「ワンストップ相談窓口」を開設すべきである。次のとおり表記を修正します。「市民課と連携し、解体撤去作業の相談・申請を行う窓口を、市民課が開設する市民相談窓口の中」を「解体撤去作業の相談・申請を行う窓口を、市民相談班の総合相談窓口内」に修正。「相談窓口」を「総合相談窓口」に修正。「ボランティア支援依頼窓口」を「ボランティア支援依頼について」に、「倒壊家屋等への対応について」を「損壊家屋等への対応について」に、「本市への問合せ窓口」を「本市への各相談窓口について」に修正。「専用の住民窓口」を「総合相談窓口」に、「対応時は専用窓口を設け、十分な人員を配置」を「対応時は総合相談窓口に十分な人員を配置」に修正します。

以上が審議会の皆さま及び市民の皆さまのご意見に対する市の対応、考え方となります。その他、前回の審議会以降、言い回しなどの統一がとれていない点について精査し修正させていただいております。また、処理困難物といことで、52ページのほうに自動2輪などについて新たに追加させていただきました。また、55ページ、避難所ごみの分別ということで表をまとめさせていただきました。修正点については以上です。

議長 ありがとうございます。合計32件について説明いただきましたけども、もう少し詳しく説明いただきたい点とか聞き逃した点とかございますでしょうか。意見でも結構です。無いようなので私からひとつ。本計画はこの後答申したのち決定された場合、そのあとは毎年見直しをされるものですか。

事務局 はい。そのとおりです。

議長 審議いただいている素案の素案が取れた場合は平成28年度版になりますか、29年度版になりますか。

事務局 平成29年3月策定となる予定です。

議長 本計画が答申されて策定された場合は、計画が毎年見直しされるということが一つ、実際に発災した場合は本計画に基づき実行計画が策定されるということでございますね。

事務局 はい。そのとおりです。

議長 このことを踏まえていかがですか。

委員 38ページの仮置場についてですが、発災後にいろいろやることになっているのでしょうか。どのように考えているのでしょうか。

- 事務局 仮置場については速やかに設置することが大事だと思います。市としても速やかに設置できるように、平常時から候補地の洗い出し作業をしておきたいと考えております。国・県・市などの所有地であれば担当部署と民間所有地であれば所有者と条件等をできる限り調整したうえでリスト化し、災害の規模、被害個所の実情、仮設住宅用地など他の施設と調整が済み次第すみやかに設置設置できるようにしたいと思います。
- 委員 財源について詳しい記載がないのですがそのあたりはどうなっていますか。記載がなくて実行計画が速やかに作成できるのでしょうか
- 事務局 予算的なものにつきまして本日今発災したらどうなるのかとところで説明しますと、組織としましては地域防災計画が主となりまして災害が起きた時には行動します。その計画の中にごみ処理等について記載があるわけですが、それについてより明確化するために本計画を策定するものです。予算的なところでは、災害があった時の災害費というものがございしますが、現在は備蓄用や啓発用の予算しか計上されておりません。実際に発災した際には予備費より一時的には歳出させていただき、最終的には補正予算を組んで議会で承認していただき歳出することになります。
- 委員 教育訓練についてですが、計画では机上の訓練を想定されているようですが、体を動かした訓練を行わないと本当の欠陥が見つからないというか、いい見直しにつながらないと思うので訓練をしたほうがいいと思います。また地震と風水害が同時に起こることもあり得るので最悪の事態を想定した実際に体を動かす訓練をしていただいたほうがいいと思います。
- 事務局 貴重なご意見ですので今後そういった訓練については研究していきたいと思います。
- 委員 災害対策本部の場所についての優先順位を教えてください。
- 事務局 地域防災計画で、市役所、印旛支所、本埜支所、印西地区消防組合消防本部の順となっております。
- 委員 他市町村の計画策定状況を教えてください。
- 事務局 策定済みのところはいくつかありますが、策定中か策定予定の市町村がほとんどの状況です。近隣市町では策定済みのところはなく、佐倉市が策定中と聞いております。
- 委員 他市町村、特に近隣市町の計画が策定された際には、良いものは取り入れ、連携・協力も含め見直しを進めていただければと思います。
- 議長 それでは、ご意見等がすべて出たようですので、本日、出ましたご意見のうち、今後の課題とするものなどにつきましては、付帯意見として、答申書に付け加えさせていただきたいと思いますが、「印西市災害廃棄処理計画(素案)」については異議なしと認め、本審議会として、妥当と判断する旨で答申することとして、よろしいでしょうか。
- 委員 (異議なしの声)
- 議長 それでは、ご異議がないようですので、本案はこれをもって本審議会における印西市長への答申とします。慎重審議ありがとうございました。次に(3)その他でございますが、何かございますでしょうか。
- 事務局 ありません
- 議長 他にないようでしたら、以上を持ちまして、議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

印西市廃棄物減量等推進審議会の会議録は、事実と相違ないので当審議会は、これを承認する。

平成 29 年 3 月 2 日

印西市廃棄物減量等推進審議会

委員

委員